

災害対策基本法に伴う道路啓開訓練

日時：平成29年2月22日（水）13時半～16時
 場所：南大阪維持出張所

【目的】

南海トラフ地震など大規模災害が発生した時に、広域緊急交通路の道路啓開作業が円滑に実施できるよう、道路管理者と業協会で、道路啓開作業に関する細目協定を締結した。また、平成26年11月の災害対策基本法の一部改正により、災害時の緊急車両の通行に支障となる放置車両の移動が道路管理者において実施可能となったことから、車両移動に関する手続きと実作業について、道路管理者と業協会が合同で確認する。



説明状況



ガレキ除去



疑似段差設置



通行



【議事次第】

- 1.挨拶
- 2.座学（災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き）
- 3.全体訓練（一連の流れ確認）
- 4.個別訓練（車両移動に関する現場作業）
（車両移動現場作業）

5.意見交換

6.閉会

【参加機関】

大阪国道事務所・大阪府・大阪市・堺市・日建連・大建協・道建協・レッカー協・警備業協



フォークリフト・レッカー・ホイールグリッパー又はベルトによる
 放置車両移動の後→個別訓練状況



全体風景